

報道関係者各位

2018年1月16日

適正かつ確実な事業者として、国土交通省「家賃債務保証業者」に登録 大東建託グループの家賃保証・賃貸保証会社 ハウスリーブ株式会社

賃貸住宅入居者様向けに賃料債務等の機関保証を行う、大東建託グループのハウスリーブ株式会社(本社:東京都港区、代表取締役:加藤雅俊)は、2017年12月21日、国土交通省の「家賃債務保証業者登録規程」(2017年10月25日施行)に基づき、家賃債務保証業※を適正かつ確実に実施することができると認められた事業者として、以下のとおり登録されましたのでお知らせします。今回登録された事業者は、ハウスリーブを含め計22社です。

※家賃債務保証業…賃貸住宅の賃借人の委託を受けて賃借人の家賃の支払いに係る債務を保証することを業として行うこと

【事業者名】ハウスリーブ株式会社
【登録番号】国土交通大臣(1)第6号
【登録年月日】2017年12月21日

■国土交通省「家賃債務保証業者登録規程」施行の主な背景

《家賃債務保証に関するニーズの高まりと、相談・苦情件数の増加》

近年、家族関係の希薄化や高齢単身世帯の増加等により、賃貸住宅の契約に必要な連帯保証人の確保が困難になってきています。また、2017年5月の民法改正(例:保証限度額の設定など)や、10月の住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律)改正に伴い、人的保証から機関保証へのシフトが加速するなど、家賃債務の保証ニーズがより一層高まっています。

一方、全国の消費生活センター等に寄せられる、家賃債務保証に関する相談・苦情件数は年々増加しています。

《適正な家賃債務保証を提供し、消費者の利益を保護》

国土交通省は、ニーズと平行して相談・苦情が増加する状況を改善し、消費者からの信頼性を高めるため、「家賃債務保証業者登録規定」により、家賃債務保証業について共通のルールを定めました。そして、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国土交通省に登録し、その情報を公表することで、家賃債務保証業者選択の判断材料として活用されることが期待されています。

■登録事業者となることで安心をプラス

家賃債務保証業者の登録は任意の登録制度であり、登録をしなくても家賃債務保証業を行うことは可能です。ハウスリーブでは、安心してお客様に保証サービスをご利用いただくため、制度施行開始後すぐに登録を実施しました。一定の要件、業務ルールを遵守し、登録事業者として適正な家賃債務保証を行っていきます。

■ハウスリーブ株式会社 会社概要

【会社名】ハウスリーブ株式会社
【本社所在地】〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号
【設立】2007年9月3日
【資本金】1.2億円(大東建託パートナーズ株式会社100%出資)
【主な業務】建物賃貸借契約に基づいて賃借人が負担する賃料債務等を保証する債務保証事業
【URL】<http://www.house-leave.com/>



ハウスリーブ株式会社

<本件に関するお問い合わせ>

大東建託パートナーズ株式会社 TEL: 03-6718-9102